

多古町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

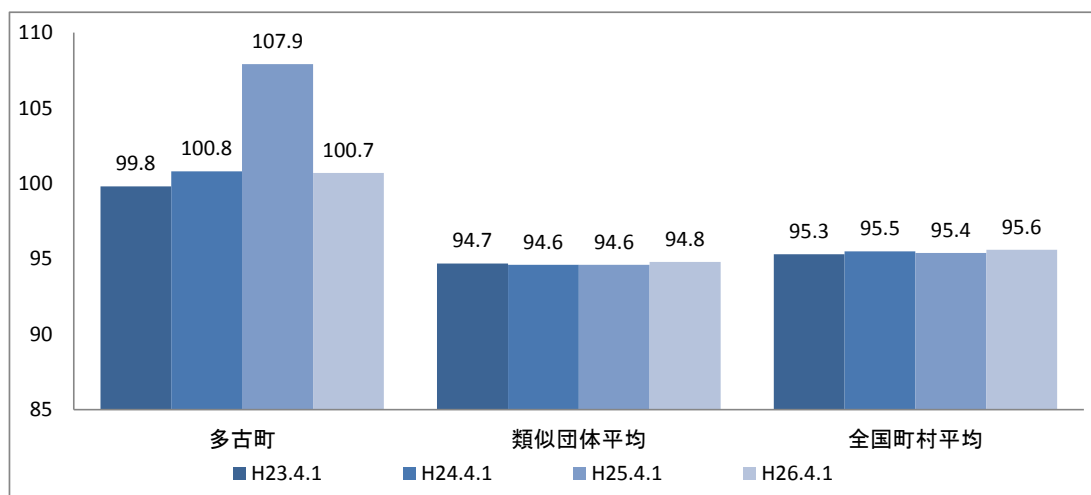
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 15,638	千円 6,911,102	千円 594,097	千円 1,131,542	% 16.4	% 21.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				参考一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 140	千円 469,240	千円 53,144	千円 180,120	千円 702,504	千円 5,018	千円 5,519

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年度及び平成25年度は、国家公務員の時限的な(2年間)の給与改定・臨時特例法による給与軽減措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合についてその理由及び改善の見込み

③ラスパイレス指数が100を超えていることについて、職員数が少なく、経験年数階層の変動が顕著に表れたことによります。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)	
25年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —

(参考) 国の改定率
% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

※多古町は人事委員会が未設置であるため記載を省略しております。

また、千葉県人事委員会の勧告に準じて給与改定を行っています。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)	
25年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —

(参考) 国の改定率
% —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月額です。

※多古町は人事委員会が未設置であるため記載を省略しております。

また、千葉県人事委員会の勧告に準じて給与改定を行っています。

(5) 給与制度総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給与表の見直し

[実施 未実施]

(給与表の改定実施時期) : 平成27年 4月 1日

(内容) 国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表(一)で平均1.8%、最大3.9%の引下げを行いました。

なお、国と同様に激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施します。

②地域手当の見直し

実施内容(国の基準における場合の支給割合及び多古町の支給割合)

国基準による支給割合 平成26年度の割合 0% 平成27年度の割合 0%

多古町の支給割合 0%

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
多古町	42.7 歳	334,673 円	368,067 円	343,483 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円	381,714 円
国	43.5 歳	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体	42.8 歳	313,913 円	358,085 円	339,175 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参考 A/ B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較)	対応する民間の類似職種	平均年齢		平均給与月額(B)
多古町	56.1歳	10人	250,240 円	258,710 円	258,710 円	-	-	-	-
うち 用務員	55.6歳	5人	260,800 円	269,796 円	269,796 円	用務員	54.0	175,200	1.54
千葉県	52.4歳	559人	322,163 円	- 円	355,842 円	-	-	-	-
国	50.1歳	3,119人	287,992 円	- 円	32661 円	-	-	-	-
類似団体	48.4歳		287,093 円	311,328 円	300,724 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
多古町	-	-	-
うち 用務員	4,132,614 円	2,430,400 円	1.70

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23年から平成25年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
多古町 (幼稚園)	46.4 歳	338,235 円	363,628 円
千葉県 (小・中学校)	42.4 歳	361,808 円	421,052 円
類似団体	42.3 歳	296,986 円	319,323 円

(注) 1 上記①及び②の多古町職員は、普通会計職員です。

2 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです(期末・勤勉手当を除く)。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		多古町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	180,800 円	180,800 円	総合職181,200 円
	高校卒	146,200 円	146,200 円	一般職140,100 円
技能労務職	高校卒	139,200 円	143,500 円	- 円
	中学卒	- 円	130,700 円	- 円
教 育 職 (幼稚園・県は小中学校)	大学卒	174,200 円	202,500 円	- 円
	短大卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	238,150 円	345,858 円	380,260 円	410,100 円
	高校卒	180,800 円	312,150 円	319,914 円	367,400 円
技能労務職	高校卒	- 円	212,222 円	220,750 円	239,722 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	※ 円
教育職 (幼稚園)	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	短大卒	※ 円	※ 円	- 円	- 円

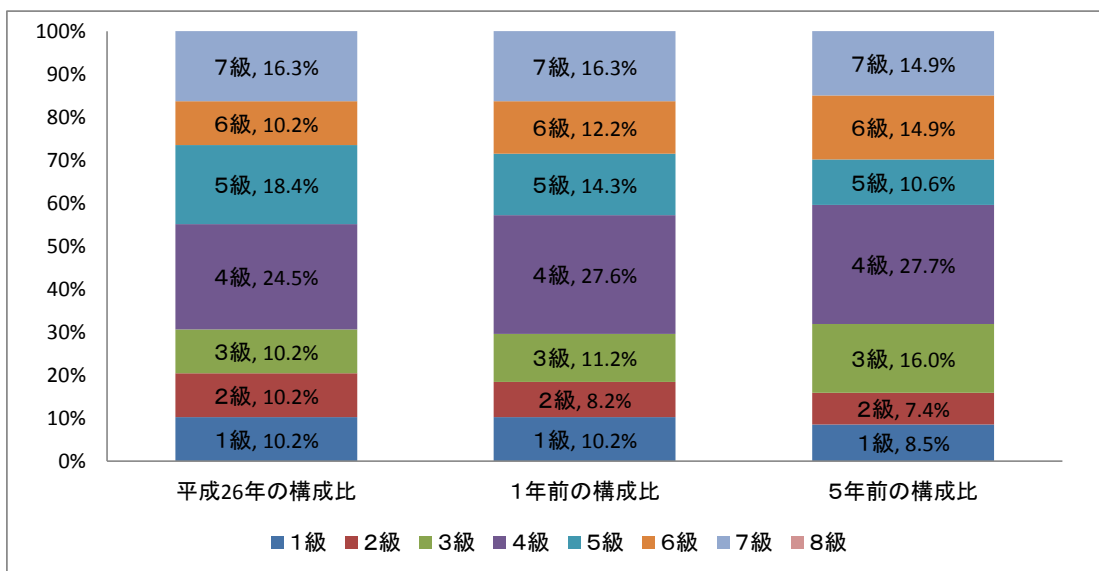
(注) 教育職(幼稚園)の経験年数10年、20年および技能労務職25年の職員(※)については、対象となる職員が1人のため、個人情報保護の観点から表示していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	10 人	10.2 %	139,200 円	244,900 円
2 級	主任主事の職務	10 人	10.2 %	189,700 円	301,900 円
3 級	副主査の職務	10 人	10.2 %	225,600 円	349,300 円
4 級	主査補・係長の職務	24 人	24.5 %	258,300 円	385,300 円
5 級	総括係長の職務	18 人	18.4 %	285,000 円	393,300 円
6 級	主査の職務	10 人	10.2 %	315,000 円	415,700 円
7 級	主幹・所長・室長・課長の職務	16 人	16.3 %	360,100 円	448,600 円

- (注) 1 多古町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 上表は、定員管理調査より参照（税務、福祉職を除く。）。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評価未実施（平成25年度）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

多古町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,286 千円	—	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算5～20% 管理職加算5%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 1人当たり平均支給額は、地方財政状況調査によります。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務評価未実施 一律支給 (平成25年度)

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

多古町			国		
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分	勤奨・定年 勤続25年 30.82 月分	勤続35年 43.70 月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分	応募認定・定年 勤続25年 30.82 月分	勤続35年 43.70 月分
最高限度額 52.44 月分	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額 52.44 月分	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置3%を上限とした割増		
1人当たり平均支給額 0 千円	23,224 千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 退職手当の支給は、千葉県市町村総合事務組合の制度に基づきます。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			0 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
非支給地域	0 %	0 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレ指数			100.7 %
(ラスパイレ指数)			100.7 %

(注) 地域手当は、医師のみ9%で存置しています。

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	- 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	- 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	- %			
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額	左記職員に対する支給単価
防疫手当	検診、消毒等の処理作業に従事した者	感染症の患者の検診、補助作業若しくは消毒等の処理作業又は防疫措置の監督等の作業に従事したとき	- 千円	日額230円
危険作業手当	有害な薬剤の取扱いをした者	人体に有害な薬剤の取扱いをしたとき	- 千円	日額230円
行路死病人取扱手当	行路死者の処理作業をした者	行路死者同病人の処理作業に従事したとき	- 千円	日額500円

(注) 上記は、普通会計において支給される特殊勤務手当です。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	20,829 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	149 千円
支給実績（24年度決算）	22,499 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	163 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外1人6,500円 (配偶者なし)そのうち1人11,000円 ・16歳～22歳までの子5,000円加算	同じ		10,769 千円	195,800 円
住居手当	・借家(家賃12,000円を超える場合)27,000円	同じ		2,390 千円	265,555 円
通勤手当	自家用車等(距離に応じて)2,000円～38,400円	異なる	支給区分、支給額の相違	8,872 千円	79,214 円
管理職手当	定額制 課長職47,700円 主幹33,400円	異なる	支給区分、支給額の相違	9,277 千円	545,705 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に勤務したとき1時間につき給与額の135%を支給	同じ		- 千円	- 円
管理職特別勤務手当	課長職10,000円 主幹8,000円	異なる	支給区分、支給額の相違	60 千円	- 円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円	同じ		947 千円	- 円

(注) 支給実績は、地方財政状況調査による。支給職員数は、平成26年3月の員数としました。

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区分	給料	月額	額	等
給料報酬	町長	785,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 812,000 円 / 556,500 円	
	副町長	644,000 円	661,000 円 / 514,400 円	
	議長	270,000 円	338,000 円 / 243,000 円	
	副議長	220,000 円	261,000 円 / 209,000 円	
	議員	200,000 円	241,000 円 / 183,300 円	
期末手当	町長	(25年度支給割合)		
	副町長	3.85	月分	
	議長	(25年度支給割合)		
	副議長	3.00	月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	785,000×在職月数×0.35	13,188千円	任期毎
		644,000×在職月数×0.25	7,728千円	任期毎
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

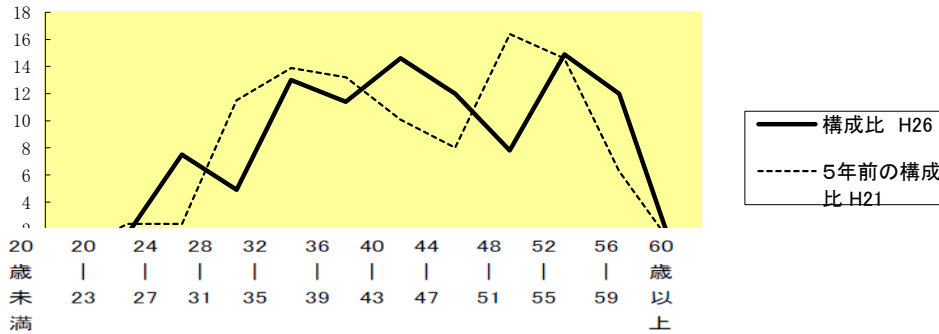
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	1	△ 2	減員2 減員2
		総務	26	24	△ 2	
		税務	13	13		
		農水	9	9		
		商工	3	3		
土木		11	11			
民生		38	40	2	増員2	
衛生		6	6			
	計	109	107	△ 2	<参考> 人口15,557人 人口10,000人当たり職員数 69 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数87.16人)	
	教育部門	30(教育長含み)	30(教育長含み)			
	消防部門					
	小 計	139	137	△ 2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 88 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数107.10人)	
公営企業等部門	病院	150	150			
	水道	5	5			
	下水道	2	2			
	その他	11	11			
	小 計	168	168			
合 計		307	305	△ 2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 196 人	
		[374]	[374]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	5	23	15	40	35	45	37	24	46	37	1	308

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分 部 門		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	平成18年からの増減数 (率)
一般行政	職員数	109	105	102	105	108	108	111	109	107	△ 2 (△1.8%)
教 育	職員数	41	39	35	34	32	32	31	30	30	△ 11 (△26.8%)
消 防	職員数										
公 営 企 業	職員数	158	154	151	148	155	159	162	168	168	10 (6.3%)
計	職員数	308	298	288	287	295	300	304	307	305	△ 3 (△1.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 307,031	千円 △ 9	千円 24,913	% 8.1	% 8.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 5	千円 16,527	千円 2,312	千円 6,074	千円 24,913	千円 4,982

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
多古町	38.2 歳	297,580 円	326,794 円
千葉県	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

- 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです（期末勤勉手当を除く。）。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

多古町		団体平均（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,215 千円		1,286 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

多古町			団体平均（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	23,224 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		-	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		-	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
非支給地域	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	- %
手当の種類(手当数)	-

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	294 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	59 千円
支給実績(24年度決算)	494 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	99 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外1人6,500円(配偶者なし)そのうち1人11,000円 ・16歳～22歳までの子5,000円加算	同じ		912 千円	456,000 円
住居手当	・借家(家賃12,000円を超える場合)27,000円	同じ		174 千円	174,000 円
通勤手当	自家用車等(距離に応じて)2,000円～38,400円)	同じ		472 千円	94,400 円
管理職手当	定額制 課長職47,700円 主幹33,400円	同じ		- 千円	- 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に勤務したとき1時間につき給与額の135%を支給	同じ		12 千円	4,000 円
管理職特別勤務手当	課長職10,000円 主幹8,000円	同じ		- 千円	- 円
宿日直手当	定額制 1回2,850円	異なる	支給額の相違	342 千円	34,200 円

*平成21年度機構改革により管理職手当は、一般会計より支出

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,962,850	千円 53,305	千円 814,902	% 41.5	% 42.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 141	千円 498,042	千円 132,348	千円 180,543	千円 810,933	千円 5,751

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師	46.4 歳	533,250 円	1,127,145 円
看護師	43.0 歳	269,351 円	323,279 円
医療技術職	40.1 歳	268,814 円	305,638 円
県 医師	46.3 歳	532,845 円	1,232,386 円
看護師等	37.5 歳	319,054 円	410,009 円

1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです(期末勤勉手当を除く。)

ア 期末手当・勤勉手当

多古町		団体平均(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(25年度)	1,196 千円	1人当たり平均支給額(25年度)	1,286 千円
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

多古町			団体平均(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,472 千円	20,374 千円	1人当たり平均支給額	0 千円	23,224 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		5,376 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		597,350 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
非支給地域	0 %	0 人	0 %
非支給地域(医師)	9 %	9 人	— %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		28,891 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		319,234 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		61.6 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医務手当	病院に勤務する医師	院長 医師	月額170,000円以内
放射線取扱手当	レントゲンの操作に従事する技師及び助手	技師長・技師	月額7,200円・4,500円
検査作業手当	検便、検尿等の作業に従事するもの	技師長・技師	月額7,200円・4,500円
夜間看護手当	看護師、准看護師、看護助手及びケアワーカーが正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等に従事したとき	看護師・准看護師・看護助手・ケアワーカー	看護師・准看護師 1回5,000円 看護助手・ケアワーカー 1回3,500円
待機手当	訪問看護ステーション及び在宅介護支援センターに勤務する職員で利用者からの緊急連絡に対処するため、正規の勤務時間外、祝日法による休日及び年末年始の休日において待機したとき	看護師・准看護師	1回 平日・土曜日 1,000円 1回 日曜日・休日 2,000円
薬剤取扱手当	薬剤の取扱いに従事する薬剤師	薬剤師	月額4,500円
呼出手当	病院に勤務する医師で正規の勤務時間以外、並びに祝日法による休日及び年末年始の休日において呼出をうけて患者の診療を行ったとき	医師	一回あたり10,000円以内
救急診療手当	病院に勤務する医師で正規の勤務時間以外、並びに祝日法による休日及び年末年始の休日に患者の救急診療を行ったとき	医師	患者1人あたり3,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	9,184 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	143 千円
支給実績(24年度決算)	8,845 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	141 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外1人6,500円(配偶者なし)そのうち1人11,000円 ・16歳～22歳までの子5,000円加算	同じ		8,218 千円	202,903 円
住居手当	・借家(家賃12,000円を超える場合)27,000円	同じ		4,242 千円	303,011 円
通勤手当	自家用車等(距離に応じて)2,000円～38,400円)	同じ		14,126 千円	109,365 円
管理職手当	定額制 病院長150,000円 副院長80,000円 課長職47,700円 医局長40,000円 技師長・総看護師長32,000円 主任医長25,000円 看護師長15,000円	異なる	支給区分・支給額の違い	7,095 千円	395,980 円
初任給調整手当	医師306,000～47,500円	異なる	支給区分の違い	27,683 千円	3,460,350 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として10時から午前5時までの間勤務したとき1時間につき給与額の25%を支給	異なる	支給区分の違い	7,952 千円	123,934 円
宿日直手当	一般の宿日直5,700円 医師30,000円	異なる	支給区分の違い	8,725 千円	753,203 円